

草津市ビジネスサポートセンターの設置・運営に関する覚書

草津市（以下「甲」という。）と草津商工会議所（以下「乙」という。）は、草津市ビジネスサポートセンター（以下「センター」という。）の設置・運営に関する協定書第3条および第6条の規定に基づき、センターの運営等について次のとおり覚書を締結する。

（設置場所・運営等）

第1条 センターの設置場所は、草津商工会議所内とし、運営等は、乙の諸規定に準ずるものとする。

（人員体制）

第2条 センターの人員体制は、別表1によるものとする。

（実施事業）

第3条 センターの実施事業は、別表2によるものとする。

（事業計画および報告）

第4条 前条の事業実施にあたり、毎年度開始までに甲乙で年間事業計画書を作成し、また、事業完了後には速やかに実績報告書を作成するものとする。

（費用負担）

第5条 センターの開設にあたり、甲は備品・消耗品等、運営開始に要する費用ならびに運営にかかる事務経費を負担するものとし、乙は運営に必要なスペースを提供するものとする。

2 センターの人員配置、実施事業にかかる甲乙双方の費用負担は別表1および別表2に基づくものとし、明細については前条の年間事業計画書において算出するものとする。

（負担金の支払および精算）

第6条 甲は毎年度開始後、年間事業計画書に基づき負担金を速やかに支払うものとする。

2 事業完了後、第4条の実績報告書に基づき、負担金の精算を行うものとする。

（意見交換）

第7条 甲および乙は、センター事業を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じ意見交換を行うものとする。

（その他）

第8条 この覚書に定めのない事項またはこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲および乙において協議の上、これを定めるものとする。

以上、本書締結の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名・押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 滋賀県草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号

草津市

草津市長

(乙) 滋賀県草津市大路二丁目 1 番 3 5 号

草津商工会議所

会頭

別表1（第2条関係）

人員体制

項目	内容	経費額等
スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ・別表2に掲げるセンター事業を実施する上で必要な能力を有するスタッフを1人以上配置し、事業全般（センターの運営および事業の企画・調整・実施等）を行う。 ・スタッフの雇用は乙が行い、配置に係る人件費は、甲乙の折半（※1）によるものとする。 ・スタッフはセンターの運営の他、商工会議所業務を兼務することができる。 	乙の給料表1級30号相当 甲乙折半負担
コーディネータ （※2）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等への訪問活動を行うコーディネータを1人配置し、事業者ニーズ等に応じて関係機関と連携して新たなビジネスマッチングや産学官金連携等の促進を行う。 ・コーディネータの雇用は乙が行う。 ・センター事業の補助を行う。 	年間事業計画書に基づく 甲負担

※1 折半の対象経費は、センター事業を実施する上で必要な能力を有する職員（1名分）にかかる人件費（給与・社会保険料・賞与）相当分（退職金を除く）とする。なお、当該人件費はセンター事業の運営状況等を踏まえ、双方協議の上、適宜見直すことができる。

※2 令和5年度は、草津イノベーションコーディネータ配置業務仕様書に基づくものとする。

別表2（第3条関係）

実施事業

項目	内容	経費額等
(1) 創業機運醸成事業	・創業者の掘り起こしのため、創業に対する理解や関心を深めるビジネスカフェや創業者との交流会等の創業機運醸成につながる事業を企画し、実施する。	年間事業計画書に基づく 甲乙負担（※3）
(2) 創業等個別相談事業	・創業希望者や事業者が抱える課題解決のため、専門家による個別相談を実施するとともに、持続的な事業経営に向けたフォローアップを行う。	年間事業計画書に基づく 甲負担
(3) 経営スキル等習得支援事業	・事業経営に必要な知識、スキルの習得のため、創業に関するセミナー等を企画し、実施するとともに、持続的な事業経営に向けたフォローアップを行う。	年間事業計画書に基づく 乙負担

(4)	マッチング支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネータが大学、支援機関とネットワークの形成、連携強化を図るとともに、行政等の支援制度や事業者の技術、ニーズ等について情報収集を行い、支援制度の活用やビジネスマッチングを支援する。 	<p>年間事業計画書に基づく 甲負担</p>
(5)	情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援等に関する情報を発信するために、センターの公式ホームページおよびSNSアカウントを作成し、管理・更新を行う。 	<p>年間事業計画書に基づく 甲負担</p>
(6)	その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の他、創業希望者や事業者の支援において必要な事業を企画し、実施する。 ・年間事業計画書に記載のない事業等を実施する必要がある場合には、都度甲乙協議の上、実施を検討する。 	<p>甲乙負担 (※3)</p>

※3 負担割合については、原則、折半とするが、甲乙協議の上で決定するものとする。